

公益財団法人 公益法人協会

第 63 回(臨時)理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案

「代表理事及び副理事長の選定」の件

第30回評議員会において理事に再任された 鈴木勝治理事を、定款第33条第2項に定める代表理事 及び 同第34条第3項に定める副理事長に選定すること(いずれも再任)。

第 2 号議案

「会長の選定」の件

第30回評議員会において理事に再任された太田達男理事を、定款第34条第3項に定める会長に選定すること(再任)。

第 3 号議案

「2021年7月以降の役員報酬額の決定」の件

2021年7月～2022年3月の9ヶ月間の役員報酬額を、別表(役員報酬額表)のとおりとすること。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 時枝孝子(雨宮孝子)

3 理事会の決議があったものとみなされた日 令和3年7月14日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事 鈴木勝治

理事総数 15名(同意書別添のとおり)

監事総数 3名(同意書別添のとおり)

令和3年7月1日、理事 時枝孝子(雨宮孝子) が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和3年7月14日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般法人法第96条(定款第50条)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第1号議案、第2号議案及び第3号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和3年7月14日

理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

理事 鈴木 勝治

(別紙)

別表 2021年7月～2022年3月役員報酬

(単位：円)

理事氏名	資格	号俸	俸給月額	2021年7月～ 2022年3月 合計	(年間換算)	2021年度 役員報酬	2020年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
雨宮 孝子	代表理事・理事長	12	320,000	2,880,000	(3,840,000)	3,840,000	3,840,000	週2日
鈴木 勝治	代表理事・副理事長	17	420,000	3,780,000	(5,040,000)	5,340,000	6,480,000	週3日
長沼 良行	理事	23	540,000	4,860,000	(6,480,000)	6,480,000	4,860,000	週5日

1 役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項)。

以上